

基本測量に関する長期計画(案)に対する意見の募集について

平成21年4月15日
国土交通省国土地理院

すべての測量の基礎となる測量で国土地理院が行うものを基本測量といい、測量法(昭和24年法律第188号)第12条に基づき、基本測量に関する長期計画を国土交通大臣が定めています。現在まで、昭和28年の第1次計画策定以来、約10年ごとに6次にわたり、時代に対応した計画を策定し、遂行してきました。

第6次の基本測量に関する長期計画(平成16年6月30日国土交通省告示第769号)は、平成25年度までの計画として策定されたものですが、測量法の一部改正(平成19年)及び地理空間情報活用推進基本法の制定(平成19年)等を踏まえ、計画の見直しを進めているところです。

今般、平成21年度から30年度までの10年間を計画期間とする次期「基本測量に関する長期計画」を、別紙の(案)のとおり検討しています。つきましては、広く国民の皆様から、この案に対する御意見を以下の要領で募集いたします。

1. 意見募集対象

基本測量に関する長期計画(案)(PDF ファイル 66KB)

なお、意見募集の対象ではございませんが、参考に概要資料を添付しております。

2. 参考資料

基本測量に関する長期計画(案)の概要(PDF ファイル 82KB)

3. 意見提出方法

別添の意見提出様式に御意見を日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で国土交通省国土地理院企画部まで提出してください。

(1) FAXの場合

FAX番号 : 029-864-1658

国土交通省国土地理院企画部 基本測量長期計画担当 あて

(2) 郵送の場合

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院企画部 基本測量長期計画担当 あて

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス : kihon-keikaku@gsi.go.jp

国土交通省国土地理院企画部 基本測量長期計画担当 あて

メールの題名は、「基本測量に関する長期計画(案)への意見」と記入してください。

意見の内容は、テキスト形式としてください。

4. 意見募集期間

平成21年4月15日(水)から 平成21年4月28日(火)まで必着

5. 注意事項

- (1) 御意見を正確に把握するため、電話による御意見は対応致しかねますので、あらかじめ御承知おきください。
- (2) いただいた御意見につきましては、担当部署において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対する個別の回答は致しておりませんので、御承知おきください。
- (3) いただいた御意見の内容につきましては、個人が特定される情報を除き公開される可能性がありますので、御承知おきください。

6. お問い合わせ先

国土交通省国土地理院企画部 基本測量長期計画担当

電話: 029-864-1111 (内線 3120)

(別添)

国土交通省国土地理院企画部 基本測量長期計画担当 宛
基本測量に関する長期計画(案)に対する意見

(ふりがな) 氏名	
住所	
所属	(団体名) (部課名)
電話番号	
メールアドレス	
御意見	(本文、別表中の該当箇所)
	(御意見)
	(理由)